平成２４年（フ）第２１号
埼玉県草加市稲荷３丁目29番１―302号
破産者　栗田　勝美
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７４３号
埼玉県越谷市大字平方1771番地37
破産者　澤　　宏明
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２７９号
山梨県甲府市中小河原１丁目11番10号　第２アサヒビル501号、開始決定時の住所山梨県甲府市若松町４番７号405号
破産者　朴　　順性
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５号
長野県大町市大町4182番地11
破産者　大村　信一
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１２４４号
広島市西区井口明神１丁目15番11―504号　卸Ａ
破産者　千田　稔博
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６９号
山形県鶴岡市三光町７番48号
破産者　上野原正男
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第７０号
山形県鶴岡市睦町６番23号、住民票上の住所山形県鶴岡市睦町５番６号
破産者　京鮨こと　木村　正幸
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第５８号
神奈川県伊勢原市上粕屋448番地　県７―304号
破産者　萩原　富夫
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第９６号
新潟県上越市東本町５丁目１番36号
破産者　長谷川清美
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第１１９０号
広島県東広島市高屋町小谷1212番地２
破産者　槇前　勇雄
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３４９号
広島市佐伯区八幡が丘１丁目10番19号
破産者　友重　　裕
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３８４号
愛媛県松山市和泉南５丁目１―19　コーポあるかす203号室、住民票上の住所愛媛県伊予郡松前町大字北川原1273番地
破産者　三木　辰郎
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９号
福岡県久留米市北野町中川951番地１
破産者　宮崎　弘利
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

免責許可決定

平成２５年（フ）第６９号
栃木県大田原市北野上1820番地
破産者　井上　礼子
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１５号
栃木県宇都宮市峰４丁目２番24号
破産者　石井　信久
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２５号
栃木県宇都宮市鶴田町3248番地、前住所栃木県宇都宮市鶴田町3106番地28
破産者　井上シール工業こと　井上　良雄
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０２号
福岡県古賀市花見東５丁目14番12号
破産者　佐々木恵子
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２３０号
福岡市中央区六本松１丁目３番16号
破産者　佐藤　　均
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２４０号
福岡市東区三苫５丁目１番61―105号
破産者　伊藤　美和
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２４９号
福岡県春日市光町２―207―２アムールＦｉｖｅ104号
破産者　青柳　宗達
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２７６号
福岡県太宰府市五条２丁目11番15―206号
破産者　日下　峰子
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３１７号
福岡市中央区大宮２丁目６番13号
破産者　宮川　　渚
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部